

2 0 1 2 年度 卒業論文

奨学金問題

佐賀大学経済学部経済システム課程

総合政策コース

宮崎新平

目次

第一章 はじめに

1-1 背景

第二章 本論

2-1 日本の奨学金制度

2-2 奨学金滞納への現在の対応策

2-3 現在の奨学金制度の問題点

2-4 イングランドの所得連動型返済方式

2-5 オーストラリアの奨学金制度

2-6 近年のオーストラリアの奨学金制度の概要

2-7 オーストラリアの所得連動型返済方式の仕組み

第三章 考察・結論

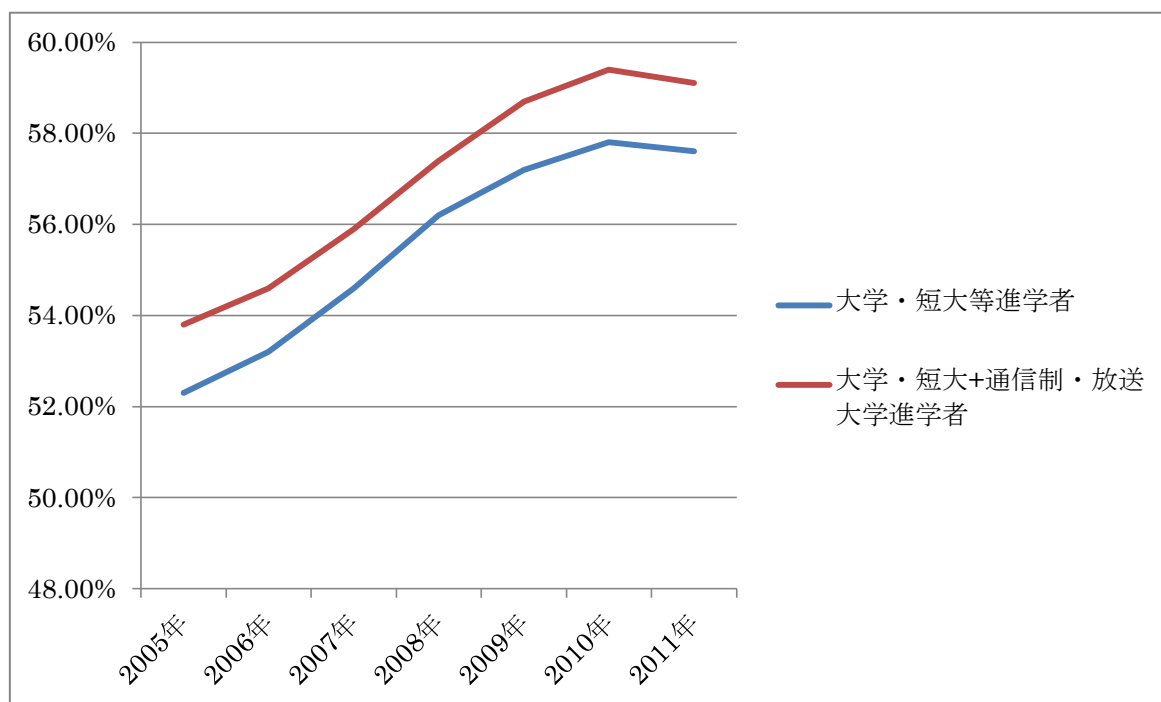
3-1 所得連動型返済制度をめぐる論点

3-2 考察

第一章 はじめに

1-1 背景

現在の日本における大学・短大等への進学率は、2011 年度で 57.6%(*1)と年々上昇傾向にある。そして、日本学生支援機構の奨学金の昼間大学生の利用率は 43.3%となっており、奨学金制度は大学生にとって社会保障制度の中でも最も身近な存在の一つとなっている。



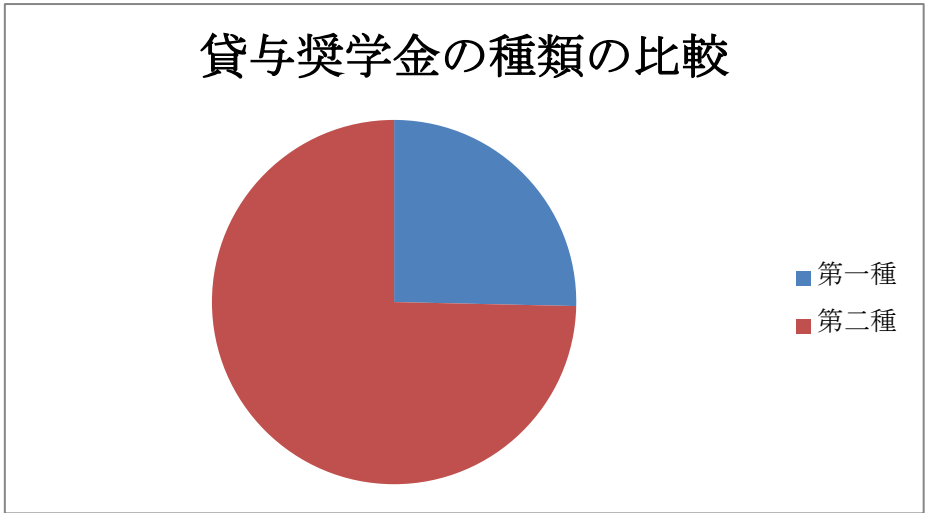
しかし、日本の財政状態の悪化や、奨学金の返済をしない(できない)者が増加するなど、問題点も多数存在する。大学の授業料の高騰などの影響もあり、奨学金制度はこれから先も必ず必要な制度である。そこで、日本の奨学金制度のどこが問題なのかを明らかにしたうえで、諸外国との制度比較をしながら問題解決を図っていく。

第二章 本論

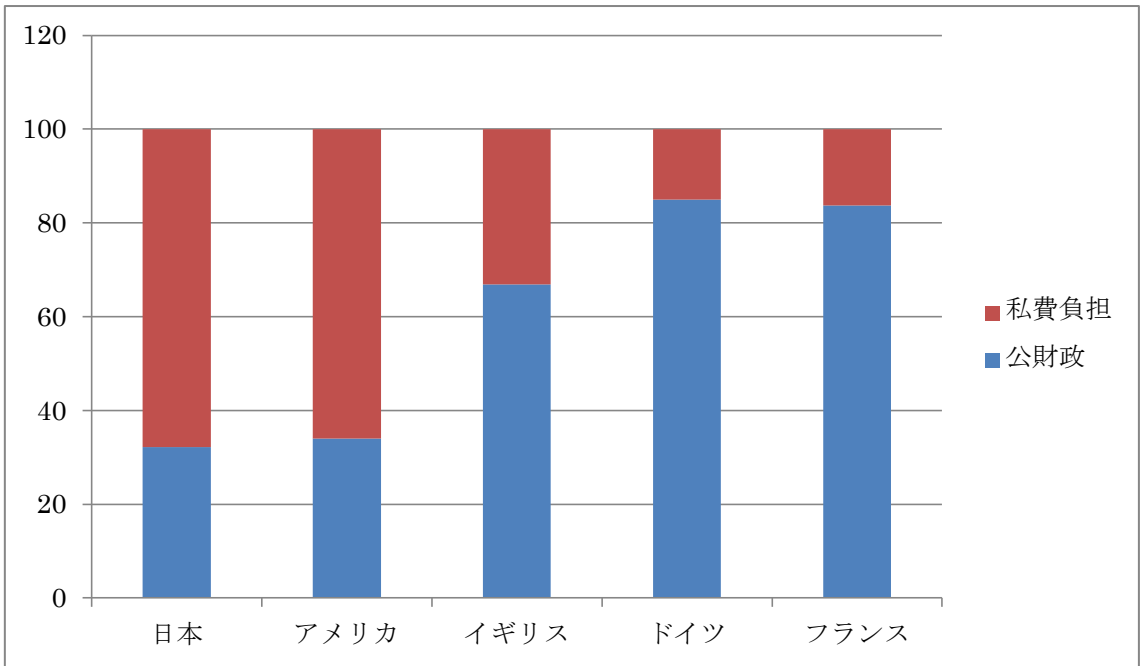
2-1 日本の奨学金制度

日本の公的な奨学金は、そのほとんどが日本学生支援機構による奨学金貸与事業によるものである。日本学生支援機構の平成 22 年度の奨学金貸与事業費は、

無利子である第一種が全体の約 25%(2,549 億円)で、有利子である第二種が約 75%(7,506 億円)を占めている。



また、高等教育費の負担割合を諸外国と比較してみると、日本の私費負担割合がいかに多いかが顕著にあらわれている。



日本の奨学金制度も、仮定所得基準が低めに設定しており、実際の採用においても低所得者層への配慮があり、その意味では低所得者層をターゲットとする意図が反映されているが、まだまだ不十分である。日本は、諸外国に比べ私費負担が高いなど奨学金制度の重要性は高い。この奨学金制度を維持していくためには、奨学金の滞納問題の解決や現在の奨学金制度のさらなる充実が必要となってくる。日本の奨学金制度は過去 60 年ほぼ変化がない。いまこそ学生支援制度の抜本的改革が必要であると考ええる。

2-2 奨学金滞納への現在の対応策

現在、奨学金返済中の者が約 237 万人で、そのうち 21 万人以上が 3 カ月以上滞納している。つまり約 9%の人が 3 カ月以上滞納していることになる。

現在の奨学金の返済システムは、口座引き落としが中心になっているが、新規に返済を始める者のうち 5%程度が、この口座を開設していない。また、該当年度に期限が来て要返済となった総額のうち 7%程度が未返還となっている。さらに過去からの延滞分については回収率が 10~20%程度にとどまっている。

日本学生支援機構では、外部委託も活用して口座開設に係る督促電話や口座引き落とし不能に係る督促電話を休日・夜間まで実施するなどしている。特に延滞 1 年以内の者については特に力を入れて実施している。また、連帯保証人・保証人への督促や強制執行まで視野に入れた法的措置なども実施している。このほかにも民間の債権回収会社への回収委託事業なども行っており、相当規模の人的・金銭的な資源を投入している。特に、2004~2005 年度においては、口座振替制度への加入徹底・口座振替不能者への電話督促と督促書の送付・連帯保証人、保証人に対する督促の早期化・法的措置の拡大などを 4,000 人に対して実施(*2)している。

行財政改革の観点などからの外部圧力もあり、今後も日本学生支援機構の回収努力は強化されていくと考えられる。

しかし、約 237 万人もいる返済対象者と、そのうち 3 カ月以上滞納している者が 21 万人もいるなかで延滞者が今後も増え続けること、また、一つ一つの債権が比較的小口であることを考えると回収に投ずる費用の効果を吟味する必要が出てくる。奨学金を返済しなくても何もペナルティーがなければモラルハザードが起きる可能性がある。そのような事態は避けなければならないが、回収率を上げるために莫大な資源を投入するのは経済効率性を考えるとそれも問題である。一定の資源投入で回収できない部分については、コストとして容認することもそういう意味では必要になってくる。

2-3 現在の奨学金制度の問題点

日本の奨学金事業については、独立行政法人日本学生支援機構が実施しているが、貸与奨学金のみである。現時点では、海外留学用の一部を除いて、学部学生を対象とする国の給付制奨学金は存在していない。給付制奨学金がなく、貸与制のみであることについては、国際的にみても際立っているとの指摘もある。地方自治体、各大学、公益法人等による奨学金には、貸与制のほかに、給付制のものもあるが、それほど規模が大きいとは言えない。

世界各国では、高等教育費の負担軽減のために、大学の授業料無償化や給付制の奨学金の創設等の施策を行っている。この点、日本では、学部学生に対する国レベルの奨学金としては貸与制のものしかないといってよい状況にある。貸与制奨学金(ローン)については、特に低所得層が将来の返済に負担を感じて回避する傾向がみられることから、ローンのみで学費負担を軽減し、高等教育機会を拡大することには限界がある。諸外国においても、公財政が窮迫する中、給付制奨学金から貸与制奨学金へとシフトする傾向がみられたが、近年、再び給付制奨学金を見直す動きもあるとされる。

しかし、日本の現在の厳しい財政状況を考えると、給付制奨学金の導入は容易なことではないと考える。中央教育審議会大学分科会に設置された学生支援検討ワーキンググループは、2010年12月に取りまとめた論点整理において、学生を取り巻く困難な経済状況において、教育の機会均等を図る観点から、国による学生への経済的支援を全体的に充実することが重要であると述べた。しかし、具体的に取り組む課題としては、日本学生支援機構の奨学金貸与における家計基準の見直し、無利子奨学金事業における実質的な給付型支援の充実、学生の進学に係る経済的不安軽減(大学院における奨学金予約採用の実施方法見直し)等を挙げるに留まり、給付制奨学金の創設までは打ち出していない。文部科学省の2011年度予算でも、大学等奨学金事業の充実等のために約1,258億円が計上されたものの、給付制奨学金の創設は盛り込まれなかった。

給付制奨学金の導入が難しい場合のほかの選択肢として、イギリス(イングランド)やオーストラリアのように、学生の将来の所得額と毎回の返済額を連動させる貸与型奨学金(ローン)の仕組みである「所得連動型返済方式」を検討してみてもどうか。この仕組みの下では、奨学金の貸与を受けた学生は、就職後の所得に応じて、その一定の割合を返済していくことになる。この、仕組みを設けている国の多くでは、所得が一定の額に達しないときは返済が猶予されるので、ローンの負担感が少なく、また、給与からの源泉徴収により返済が行われるため、延滞のおそれも少ないということで、支持を集めている。

日本での給付制奨学金の導入は財政的に難しいが、一定期間内に返済できなかった場合に債務が消滅する仕組みである「所得連動型返済方式」では、貸与

制奨学金でありながら、消滅した分の債務を「みなし給付奨学金」とし、個人負担を軽減させることも可能である。奨学金滞納の問題についても、この仕組みでは給与から源泉徴収するため解決できる。

そこで世界各国で採用され始めている「所得連動型返済方式」について日本で採用する際のメリットやデメリットなどを考える。

奨学金「貸与型」と「給付型」の違い(所得連動型の立ち位置)

	返済の有無	主な長所・短所など
貸与型	返済の必要あり	・財政支出は小さい ・返済の負担重い。滞納問題や進学断念も
所得連動型	卒業後一定の収入を得るまでは返済を猶予	・低所得者の返済に配慮 ・所得の正確な把握が必要
給付型	返済の必要なし	・学生の経済的負担は軽減 ・財政支出は大きい。日本の公的奨学金では導入進まず

2-4 イングランドの所得連動型返済方式

まずイギリス(特にイングランド)の所得連動型返済方式についてみていく。

イングランドの貸与奨学金は、1990年4月の教育法(Education[Student Loans]Act1990)で成立し、1990年度から貸与が開始された。この制度の導入時の返済方式は、日本学生支援機構の貸与奨学金と同じ元利均等型返済方式(Mortgage Style Loans)であった。その後、1998年の教育・高等教育法により修学時払いの授業料の導入、給付制奨学金から貸与制奨学金への切り替えが行われた際に返済方式についても従来の元利均等返済方式からオーストラリアが既に実施していた所得連動型返済方式に切り替えられた。

2006年度以降の所得連動型ローンについては、貸与限度額を引き上げるとともに、返済開始時点の基準所得を現行の10,000ポンドから15,000ポンドに引き上げられた。返済は、授業料分とともに、雇用主が源泉徴収し、歳入・関税庁に納入することとなっている。貸与制奨学金の利子については、従来から実質利子率0%(名目利子率はインフレ分)とされており、死亡や卒業後25年経過で債務が消滅する仕組みが実施されている。

また、貸与限度額の 75%までは家庭所得にかかわらず審査なしで誰でも利用可能だが、残りの 25%については家庭所得によって貸与額を制限する仕組みは維持されることになっている。

2-5 オーストラリアの所得連動型返済方式

オーストラリアの制度では、高等教育費用の学生負担分をいったん連邦政府が肩代わりして、学生が基準以上の所得を得た時点から、年間所得額の一定割合を納税の枠組みの中で返済する。これは所得に応じた支払いのためローンの負担感が少ないうえ、徴税システムを通じた返済により効率的な回収が可能になる。なお、オーストラリアでは、39 の大学のうち、ほとんどが国立または州立であり、私立は 2 校しかない。以下で説明する所得連動型ローンの仕組みが適用されるのも原則として国・州立大学とされており、私立大学の多い日本とはやや事情が異なることに留意する必要がある。

まず、所得連動型返済制度を初めて導入したとされるオーストラリアの制度の導入に至る経緯をみていく。

同国では、1960 年代以降、高等教育における多くの学生が連邦や州の奨学金を受給し、授業料の負担を免れていたとされ、1974 年には授業料の徴収自体がいったん廃止された。この時、授業料徴収の廃止とともに、連邦政府が州政府との協議の下、州立大学の費用を負担するようになった。1980 年代に入ると高等教育における連邦政府の財政負担が増加したことから、1988 年に、高等教育財政委員間(Committee on Higher Education Funding)が財源の多様化を提言し、学生にも負担を求める制度が 1989 年に導入された。これが「高等教育費用負担制度(Higher Education Contribution Scheme : HECS)」と呼ばれる仕組みである。この仕組みでは、高等教育から私的便益を受ける者が高等教育全体に係る費用の一部を負担するという考え方がとられており、高等教育費用負担は、一般の授業料のような高等教育への対価ではなく、高等教育を受けた者による社会への寄与と位置付けられている。HECS の下では、学生の高等教育費用負担分を連邦政府がいったん肩代わりして大学に支払い、その学生が一定以上の収入を得るようになった時点以降、年間所得の数%を連邦政府に支払うことになっていた。その際の支払いは、納税者暗号を用いて、納税の枠組みで行われる。所得の多寡に応じて毎回の支払い額が決まるので、まさに所得連動型ローンのひとつである。この仕組みにより、受益者である高等教育進学者に一定の負担を課す一方で、大学入学時の経済状況が進学を阻むことを防ぎ、教育の機会均等を図ることが可能になる。なお、学生の負担分は、高等教育に要する費用全体の一部であり、依然として連邦政府の負担分がかなりの部分を占めていた。HECS の下での学生と連邦政府の費用負担割合は、平均して学生が 25%、

連邦政府が 75%であったとされる。

2-6 近年のオーストラリアの所得連動型返済制度の概要

2-5 で制度導入に至る経緯をみたので、ここでは近年(特に 2005 年度以降)の制度についてみていく。

2005 年に施行された制度の下では、一定の要件を満たす学生は、「連邦政府支援学(Commonwealth Supported Student)」となることができる。これは、従来の「HECS 学生」に対応する。連邦政府支援学生は、高等教育費用のうち、自らの負担分のみを支払えばよく、残りの分については連邦政府が負担することになる。連邦政府は、各大学に対し、「連邦政府支援学生枠(Commonwealth Supported Places : CSP)」を割り当てる。各大学は、割り当てられた CSP の定員が満たされたときは、国内学生数全体の 35%を上限として、授業料徴収学生を入学させることができる。なお、連邦政府支援学生として CSP の割り当てを受けられるのは、学部学生と、研究者養成系ではないコースワークの大学院修士課程の学生であり、研究者養成系の大学修士・博士課程の学生は対象にならない。研究者養成系の大学院生への経済支援は、別の枠組みを通じて行われる。CSP に基づき連邦政府は、学生の高等教育費用負担分を肩代わりして高等教育機関に対して支払うほか、連邦政府補助金の仕組みを通じて、連邦政府の負担分を各高等教育機関に交付する。CSP に基づく連邦政府の補助金交付の対象となるのは、基本的に国・州立大学であるといつてよい。この補助金の交付を受けるために、各高等教育機関は、連邦政府と協定を締結しなければならない。なお、2012 年から連邦政府による CSP の割り当ては行われなくなり、各大学が自らの責任で受け入れる学生を決定することになっている。

連邦政府支援学生の高等教育費用負担分の額は、各コースにおけるフルタイム換算の学生の標準学習量(Equivalent Full-Time Student Load : EFTSL)を単位として示されることになっており、1EFTSL 当たりの設定可能額が連邦政府によって履修科目の分野別に示される(次頁表 1 参照)。ここに示された額の範囲内で、各大学が具体的な額を決定する。設定可能額の上限は、高等教育支援法により定められる。履修科目の分野は、4 つの区分に分類されている。表 1 の設定可能額の上限は、教育に要する費用を考慮しつつも、それだけではなく、当該科目を履修した者の卒業後の所得も考慮して定められる。

表 1 : 2011 年度における学生の高等教育費用負担額(履修科目の分野別 : 1EFTSL あたり)

(単位 : オーストラリア・ドル(AU \$))

区分	履修科目の分野	設定可能額の範囲 (1 EFTSL 当たり)
区分 3	法学・歯学・医学・獣医学・会計学・経営学・経済学・商学	AU \$ 0~\$ 9,080 (0 円~約 779,600 円)
区分 2	コンピューター・建築環境学・保健学(保健医療学以外のものを含む)・工学・測量学・農学	AU \$ 0~\$ 7,756 (0 円~約 665,900 円)
区分 1	人文科学・行動科学(臨床心理学含む)・社会学・外国語・視覚実演芸術学・教育学・看護学	AU \$ 0~\$ 5,442 (0 円~約 467,300 円)
国家的優先バンド (National Priorities Band)	数学・統計学・自然科学	AU \$ 0~\$ 4,355 (0 円~約 373,900 円)

例えば、法学分野の科目を履修した者は、将来、弁護士等となり高い所得を得ることが多いと考えられる。そのため、法学分野の科目については、理科系の科目よりも教育に要する費用が少ないにもかかわらず、学生負担額の上限が最も高額な区分 3 に位置付けられている。逆に、履修者の卒業後の所得が低いとみられる教育学、看護学等の科目については、学生負担額の上限が比較的低額な区分 1 に位置付けられている。また、2005 年以降の制度の下では、国として人材を必要とする分野を対象として国家的優先区分が設けられ、その学生負担額の上限は最も低く設定された。これにより、この分野の科目を選択する学生の増加が期待されているとされる。国家的優先区分に属する科目については、定期的に見直しが行われており、2005 年時点では、教育学、看護学が位置付けられていた。数学、統計学、自然科学は、2009 年から国家的優先区分になっている。

2-7 オーストラリアの所得連動型返済方式の仕組み

学生負担額の支払いのために、一定の要件を満たす者は、所得連動型ローンである HECS-HELP(Higher Education Loan Programme:高等教育ローン・プログラム)を利用することができる。この場合には、連邦政府が学生に代わって高等教育費用の学生負担分をいったん大学に支払い、学生は、納税の枠組みを通じて連邦政府に対し立て替え分を返済していく。このため、HECS-HELP の利用者は、高等教育機関に対して申請を行う際に納税者番号を併せて申告する必要がある。これにより、未払いの学生負担分の総額が国税庁に把握され、確実な徴収が可能となる。この制度においては、国税庁が大きな役割を果たしており、学生ローンの回収の仕組みが納税者番号に基づく徴税システムの中に組み込まれている点が制度を円滑に運用するための要となっている。

HECS-HELP を利用する学生は、年間の所得が一定の基準額を上回った時点から、学生負担分を支払うことになる。この基準額は、労働者の週当たり平均賃金の変化を反映して、毎年、調整されることになっている。HECS-HELP により各学生が支払わなければならない総額は、HELP 累積負債額と呼ばれ、これまでに HELP や HECS の枠組みを通じて当該学生が支払うことになっている額の総計となる。学生負担分の支払いに利子が課されることはないが、HELP 累積負債額は、消費者物価指数に基づき、毎年 6 月 1 日付けで調整される。国税庁は、毎年度、各人の所得申告に基づき、その者の所得が支払いを要する基準額を上回っているか否かを判断し、上回っている場合には、当該年度の支払い義務額を計算の上、所得税額通知書に記載して通知する。

支払い義務額は、各人の年所得額に一定の率を乗じた額とされ、所得額が増えるに従い率も高くなるように設定されている。この場合において親や配偶者の所得は考慮されない。2010-2011 会計年度の支払い義務額算定率は、表 2 のとおりである。なお、学生に基準額以上の所得が生じた場合には、在学中であっても学生負担分の支払い義務が生じる。給与所得者は、一定の手続きを経て源泉徴収の仕組みにより、学生負担分の支払いを行うことが可能である。

学生は、HECS-HELP を利用せずに、学生負担分を全額前納することも可能である。この場合には、支払い額が 20%割引される。一部を前納して残額に HECS-HELP を利用することも可能であり、この場合には、前納額が 500 オーストラリア・ドル(約 42,900 円)以上であれば、前納額に 1.25 を乗じた額を支払ったものとして扱われる。

表 2 支払い義務額算定率(2010-2011 会計年度)

支払い額の算定基礎となる年所得額	支払額算定率(%)
AU \$ 44,912(約 3,856,144 円)未満	支払い不要
AU \$ 44,912～\$ 50,028(約 3,856,144 円～約 4,295,404 円)	4.0%
AU \$ 50,029～\$ 55,143(約 4,295,490 円～約 4,734,578 円)	4.5%
AU \$ 55,144～\$ 58,041(約 4,734,664 円～約 4,983,400 円)	5.0%
AU \$ 58,042～\$ 62,390(約 4,983,486 円～約 5,356,805 円)	5.5%
AU \$ 62,391～\$ 67,570(約 5,356,891 円～約 5,801,560 円)	6.0%
AU \$ 67,571～\$ 71,126(約 5,801,646 円～約 6,106,878 円)	6.5%
AU \$ 71,127～\$ 78,273(約 6,106,964 円～約 6,720,520 円)	7.0%
AU \$ 78,274～\$ 83,407(約 6,720,606 円～約 7,161,315 円)	7.5%
AU \$ 83,408(約 7,161,411 円)以上	8.0%

また、HECS-HELP の支払いが始まった後、支払い義務額を超える額を任意に支払い、その任意支払い分が 500 オーストラリア・ドル以上だった場合には、任意の支払額に 1.10 を乗じた額を支払ったものとして取り扱われる。なお、国が必要とする職種に就いた者に対しては、HECS-HELP の支払額または累積負債額が減額される仕組みが設けられており、①数学、統計学、自然科学のコースを修了し、専攻分野と関連する職業に就いた者、②教育学、看護学のコースを修了し、教員や看護の職に就いた者、③就学前の子供の教育、保育サービスを提供する施設で、遠隔地、先住民のコミュニティ、社会経済的に極めて不利な地域にあるもの等に教員として雇用された者は、一定の要件を満たす場合に、この仕組みの対象となる。対象となる職種は、過去または現時点における国家的優先区分の対象と一致しており、HECS-HELP の仕組みが国として必要な人材の確保のために活用されていることがみてとれる。

2009 年には、高等教育費学生負担分の支払いを求められた学生のうち、79.8% が HECS-HELP ローンを利用し、17.5% が負担分の前納による割引の適用を受けている。同年の学生負担分の合計は約 27 億 9000 万オーストラリア・ドル(約 2395 億 4900 万円)で、このうち HECS-HELP ローンにより後払いされる額は約 21 億 5600 万オーストラリア・ドル(約 1851 億 1400 万円)である。

所得に応じた額の返済しか求められない HELP の仕組みの下では、返済が期待できない債務の発生が避けられないが、こうした回収不能債務額の合計は、2008-2009 会計年度の 39 億 3300 万オーストラリア・ドル(約 3376 億 8700 万

円]債務総額の 21.5%)から、2009-2010 会計年度には約 45 億 2100 万オーストラリア・ドル([約 3881 億 7300 万円]債務総額の 22.2%)へと増えている。債務が回収されなかった場合には、最終的に連邦政府が損失を被ることになるが、学生的高等教育費用負担を軽減し、教育の機会均等を保障するためのコストを納税者全体で負担しているとみることもできる。

第三章 考察・結論

3-1 所得連動型返済制度をめぐる論点

ここでは、イングランド・オーストラリアの制度をふまえて、所得連動型返済制度をめぐる主要な論点を整理する。論点は①納税者番号制度との連携の必要性②利子の取り扱いをめぐる問題③基準となる所得の範囲④ローン回避の問題の 4 つである。

① 納税者番号との連携の必要性

所得連動型返済制度を導入するには、政府が被貸与者の所得を正確に捕捉する仕組みが必要である。イングランド・オーストラリアでは、このために納税者番号が用いられている。効果的・効率的な回収の観点からも、所得連動型返済制度を実施するためには、税制の仕組みとの連携が不可欠であるとされる。納税者番号制度の存在は、HECS-HELP が機能するための不可欠の前提となっている。

なお、日本では、従来、納税者番号の仕組みを採用してこなかったが、2011 年 6 月、政府・与党社会保障改革検討本部は、「社会保障・税番号大綱」を決定し、社会保障や税務などの様々な分野で共通して利用し得る番号(マイナンバー)制度を導入する方針を示した。個人識別番号制度については、過去数十年にわたって「国民 ID」「国民総背番号」などと何度も名前を変えながら議論されているものの、いまだ実現していない。

マイナンバー法案は、2012 年 2 月に国会に提出されたが、消費税増税をめぐる与党内の対立や与野党間の政局にらみの駆け引きなどもあって、延長国会でも成立せず、継続審議となった。その後開かれた臨時国会での衆議院解散をうけて廃案となっている。「社会保障・税番号大綱」は、番号を利用し得る手続きの例として、教育費に係るものを挙げていないが、番号制度が導入されれば、将来的に貸与奨学金の返済に利用することを検討する余地はあるだろう。

② 利子の取り扱いをめぐる問題

所得連動型返済制度では、1 回ごとの返済額が少なく返済期間が長期に及ぶことが多いため、有利子の場合には最終的な返済総額が相当多くなる。アメリカ

連邦政府の学生支援ローン(有利子)における所得連動型返済プランでも、この点がデメリットとして認識されている。オーストラリアのように無利子とした場合には、ローン金利分について実質的に政府が利子補給を行っているともみることができるが、この分を納税者が負担していると考ええると、特に大学に進学しない納税者の負担をどう考えるかという問題がある。

③ 基準となる所得の範囲

ローンを返済する者の「所得」の中に、親や配偶者の所得を含めるかどうか、検討が必要な問題である。オーストラリアの HELP では、配偶者の所得は返済額の決定にあたり考慮されないことになっている。これに対し、アメリカ連邦政府の学生支援ローンでは、その所得連動型返済プランにおいて、連邦所得額の納税申告書を配偶者と合算して提出している場合、返済月額算出根拠となる所得額に配偶者の所得が合算されることになっており、国によって制度設計がことになっている。この点、本人の所得がなくても配偶者の所得が高い場合などについて、家族主義的な日本で、どのように考えるべきか議論が必要との指摘もある。また、親との関係については、本人の所得で返済するのが所得連動型返済制度の本来の姿のはずであるが、仮に日本でオーストラリアの仕組みを導入すれば、親が授業料全額を前納し、割引の適用を受ける場合が多いのではないかとの見方がある。各国の親子関係に関する規範意識に適した制度設計が必要であると考えられる。

④ ローン回避の問題

低所得者層は、債務を負うことをおそれてローンを回避する傾向があるとされるので、たとえ所得連動型返済制度が導入されても、あまり利用されない可能性もないわけではない。低所得者層の大学進学機会を保障するためには、所得連動型返済制度の導入のみではなく、所得に応じた給付奨学金を併せて設けるなど、様々な支援策を講じていく必要があると考えられる。

3-2 考察

日本学生支援機構は 2012 年度から、卒業後の年収が 300 万円を上回るまで返還期限を猶予する「所得連動型」(無利子)を初めて創設した。負担軽減に向け一歩前進の措置ではあるが、この制度をもっと充実させていくことが必要である。

参考文献

- (1) 文部科学省 HP「教育の指標と国際比較」(2011 年度版)
- (2) 日本学生支援機構「大学と学生」2005 年
- (3) 高等教育費の負担軽減をめぐる諸問題 2011 年 9 月号
- (4) 公明新聞 2013 年 1 月 14 日号